

令和2年
第1回多摩市議会
定例会

委員会提出議案

多摩市議会

委員会提出議案第1号

予算決算特別委員会の任期の延長について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年3月26日

提出者	予算決算特別委員長	大野 まさき
賛成者	予算決算特別委員	大くま 真一
同	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	岸田 めぐみ
同	同	板橋 茂
同	同	小林 憲一
同	同	橋本 由美子
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	いちち 恭子
同	同	岩永 ひさか
同	同	藤條 たかゆき
同	同	三階 道雄

同	同	渡 辺 しんじ
同	同	あらたに 隆見
同	同	池 田 けい子
同	同	本 間 としえ
同	同	しらた 満
同	同	折 戸 小夜子
同	同	遠 藤 ちひろ
同	同	松田 だいすけ
同	同	山 崎 ゆうじ
同	同	きりき 優
同	同	いいじま 文彦

多摩市議会議長 藤 原 マサノリ 殿

予算決算特別委員会の任期の延長について

予算決算特別委員会の任期を下記の日まで延長する。

任期 令和3年第1回定例会最終日までとする。

理由

多摩市議会基本条例第9条に規定する議会の評価について、その実施方法に係る調査研究を閉会中に行い、その成果を踏まえて決算認定議案及び当初予算議案の審査を行うため、予算決算特別委員会の任期を延長する。

委員会提出議案第2号

気候非常事態宣言に関する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年3月26日

提出者 多摩市議会生活環境常任委員長 岩永 ひさか

賛成者 多摩市議会生活環境常任委員 岸田 めぐみ

同 同 橋本 由美子

同 同 斎藤 せいや

同 同 池田 けい子

同 同 藤原 マサノリ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

気候非常事態宣言に関する決議

私たち人類は、産業革命以降、科学技術の大きな発展に伴い、便利で豊かな生活を享受してきた。しかしその一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、消費エネルギーの増大や資源の濫用により地球環境に大きな負荷を与えてきた。

多摩市議会生活環境常任委員会は、市の環境問題の解決のため、これまでも様々な課題について議論してきた。特に、平成30年度決算審査における予算決算特別委員会生活環境分科会では、「廃プラスチックの発生抑制に向けて」をテーマに事業を評価し、令和2年度予算における提案を市に対して行った。

近年廃プラスチック問題は、地球規模の環境問題の一つとして、国際的にその深刻さがクローズアップされている。不適切に廃棄された一部の廃プラスチックは、川から海へと流れ、その結果、海洋汚染を引き起こし、そこに生息する生き物の生存を脅かし、生物多様性の損失を起こしている。生物多様性は、私たちの生命と暮らしの基盤を維持し、地球の自然環境を調節してくれるものであって、これなくして人類の生存はあり得ない。

また、プラスチックは、資源循環の問題とともに、原料の石油等資源の使用量増大を通じて二酸化炭素の排出量を増やし、その結果として地球温暖化を進めている。我が国では、これまで経験したことのない猛暑や豪雨、台風の強大化など、世界では、アイスランド共和国の巨大氷河の一部が消失するなど、地球温暖化が原因と考えられる気候変動が見られる。そして、私たちの住む市でも世界と同じように、今年の台風19号では、その危機が身近に迫っていることを知らされた。

こうした経過の中、令和2年第1回多摩市議会定例会の市長施政方針において、市長から気候非常事態宣言を行いたいとの意向が示された。

多摩市議会は、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsの考えのもと、地球規模の環境問題の課題解決には普遍的、包摂的かつ参加型の取り組みが必要であると認識している。気候非常事態宣言は、市民全員が「自分事」として捉え、あらゆる環境問題を乗り越えるために行動を起こすきっかけになると考える。

いま世界中の若者が、この気候変動の状況を危機として捉え、今後10年間の取り組みが極めて重要であるとして具体的な行動の必要性を訴え始めている。それを受けて、世界ではすでに1,000を超える自治体が「気候非常事態宣言」を発し、世界中の人々が危機感を共有し始めている。

このようなことから、多摩市議会は以下決議する。

1 多摩市は、令和2年度の施政方針に掲げられた気候非常事態宣言を多摩市議会とともに速やかに行うとともに、下記の事項に留意した具体的な行動につなげるよう強く求める。

- (1) 「気候危機」が迫っている事実を市民全員へ周知すること
- (2) 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの市を目指すこと
- (3) プラスチック削減方針を立て、使い捨てプラスチックの使用を削減すること
- (4) 生物多様性の大切さを市民と共有し、水とみどりの保全をさらに積極的に推進すること

令和 年 月 日

多 摩 市 議 会

委員会提出議案第3号

多摩市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年3月26日

提出者	多摩市議会議会運営委員長	小林 憲一
賛成者	多摩市議会議会運営委員	大くま 真一
同	同	いぢち 恭子
同	同	大野 まさき
同	同	藤條 たかゆき
同	同	あらたに 隆見
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

多摩市条例第 号

多摩市議会委員会条例の一部を改正する条例

多摩市議会委員会条例（昭和47年多摩市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「くらしと文化部、」を「くらしと文化部コミュニティ・生活課及び平和・人権課」に、「及び下水道事業」を「並びに下水道事業」に、「事項。」を「事項」に改め、同号ただし書を削り、同項第4号中「文化・市民協働課の所管に属する事項のうち文化及び生涯学習に関すること並びに同部」を「文化・生涯学習推進課、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項の規定により同項各号に掲げる常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の第2条第1項の規定により所管となる常任委員会に付託された継続審査中の事件とみなす。

多摩市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和47年 7 月 11 日 条例第 29 号</p> <p>多摩市議会委員会条例 (常任委員会の設置)</p> <p>第 1 条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管等)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7 人 オンブズマン事務局、企画政策部、総務部、市民経済部、会計管理者(会計課)、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 7 人 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 生活環境常任委員会 6 人 <u>くらしと文化部コミュニティ・生活課及び平和・人権課、都市整備部、環境部並びに下水道事業</u>の所管に属する事項</p> <p>(4) 子ども教育常任委員会 6 人 くらしと文化部<u>文化・生涯学習推進課</u>、スポーツ振興課及びオリンピック・パラリンピック推進室、子ども青少年部並びに教育委員会の所管に属する事項</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: right;">昭和47年 7 月 11 日 条例第 29 号</p> <p>多摩市議会委員会条例 (常任委員会の設置)</p> <p>第 1 条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管等)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7 人 オンブズマン事務局、企画政策部、総務部、市民経済部、会計管理者(会計課)、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会 7 人 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>(3) 生活環境常任委員会 6 人 <u>くらしと文化部、都市整備部、環境部及び下水道事業</u>の所管に属する事項。<u>ただし、くらしと文化部文化・市民協働課の所管に属する事項のうち文化及び生涯学習に関すること並びに同部スポーツ振興課及びオリンピック・パラリンピック推進室の所管に属する事項を除く。</u></p> <p>(4) 子ども教育常任委員会 6 人 くらしと文化部<u>文化・市民協働課</u>の所管に属する事項のうち<u>文化及び生涯学習に関すること並びに同部</u>スポーツ振興課及びオリンピック・パラリンピック推進室、子ども青少年部並びに教育委員会の所管に属する事項</p> <p>2 略</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる常任委員会において継続審査中の事件については、改正後の第 2 条第 1 項の規定により所管となる常任委員会に付託された継続審査中の事件とみなす。</p>	